

鉱 産 税（市町村税）

掘採した鉱物の価格に応じて、鉱業者にかかります。

◆納める人

鉱物の掘採の事業を行う鉱業者

◆納める額

鉱物の価格の1%（制限税率は1.2%）

（注）1月間に掘採された鉱物の価格が200万円以下の場合は標準税率は0.7%、制限税率は0.9%

◆申告と納税

鉱産税の納税者は、毎月1日から月末までの間において掘採した鉱物の数量、課税標準額、税額その他必要な事項を記載した申告書を通常翌月の10日から月末までに市町村に提出するとともに、その申告による税金を納めます。

入 湯 税（市町村税）

観光振興等にあてるため、鉱泉に入浴した人にかかります。

◆納める人

鉱泉浴場において入湯した人が、浴場の経営者を通じて納めます。

◆納める額

1人1日について150円（標準税率）

（注）1泊2日の入湯客については、これを1日として取り扱います。

◆申告と納税

経営者が入湯客から料金と一緒に受け取り、毎月分を翌月15日までに市町村に申告し、納めます。